

【名鉄知多タクシー安全マネジメント指針】

1 輸送の安全に関する経営責任者の責務

- (1) 社長は、輸送の安全確保に関しての最終責任者となります。
- (2) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等の必要な措置を講じます。
- (3) PDCAサイクルにより、継続的に輸送の安全性の向上を図ること等、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行います。

2 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全が最重要であるとの意識を徹底させ、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する目標をたて、全社員に周知させることで安全意識を高めるよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 教育指導の計画を策定し、適確に実施します。

3 輸送の安全に関する目標 令和4年度事故防止目標

年間スローガン【基本動作を確実に実施し、重大事故を撲滅するとともにバック事故を2割削減】

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 重大事故(歩行者・自転車との接触事故、重傷事故など) | 0件 |
| (2) 有責バック事故 | 26件以下 |
| (3) 有責事故件数 | 45件以下 |

4 目標を達成するための指導教育(別紙スケジュール参照)

- (1) 役員は事業所を巡回し、安全輸送における問題点の把握、改善に努める。
- (2) 役員会議、運行管理者会議、管理者会議を通して会社の意思を認識させるとともに、乗務員指導のためのデジタルタコグラフによる急加速・急減速・速度超過等の提供を毎月実施する。
- (3) 役員会議、運行管理者会議、管理者会議での指示通達については、営業所の班長会議、班会議において確実に周知させる。
- (4) 点呼を確実に実施し、安全に対する指導を行うとともに、乗務員の健康状態の把握に努める。
- (5) 事故・違反発生時における速報の掲示により、事案を全営業所で認識させ、注意喚起を促す。
- (6) 営業所は、出庫点呼時に適宜安全呼称の唱和をさせて出庫させる。
- (7) 無事故・無違反運動実施月を設定し、そのテーマについてドライブレコーダーで確認、指導することで事故・違反防止を推進する。
- (8) 事故・違反惹起者に対して、ドライブレコーダーの映像による運転状況の確認をし、安全運行に関する再教育を定期的実施する。
- (9) 事故・違反惹起者を対象に営業所で速やかに反省会を実施し、運転映像に基づき再発防止に努める。
- (10) 交通安全講話の開催やタクシー協会の講習会に積極的に乗務員を出席させ、事故予防の啓発に努める。
- (11) 既往症のある乗務員に対しては、随時健康状態の確認を行う。
- (12) 輸送の安全に関する内部監査を実施する。(年1回)
- (13) 車両構造上の特性を理解し、事故防止に努める。(年5回)